インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出)

令和3年11月20日(総21第191号) 在デンパサール日本国総領事館

- ●ジャワ・バリでの活動制限が11月29日まで延長されました。
- ●ジャワ・バリ内の主要都市の活動制限レベルに変更はありません(バリ州全域はレベル2のままです)。また、ジャカルタ首都特別州等に適用されている活動制限レベル1の制限内容にも、変更はありません。(※当館注:バリ州政府は州知事通達第18号を優先運用するとしています。)
- 1. 11月15日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、11月29日 まで延長する旨の内務大臣指示(2021年60号)を発出しました。
- 2. 同内務大臣指示では、ジャカルタ首都特別州の活動制限レベルはレベル 1 が維持されており、また、ジャワ・バリ内の主要都市の活動制限レベルは変更されていません。(バリ州全域は活動制限レベル 2 のままです)
- 3. ジャワ・バリ内での活動制限レベル1の内容に変更はありません。活動制限レベル1の内容については、11月4日付の当館お知らせ(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100255418.pdf)を参照ください。また、バリ州全域が含まれる活動制限レベル2の内容については、10月22日付の当館からのお知らせ(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100250885.pdf)を参照ください。(※当館注:バリ州政府は州知事通達第18号を優先運用するとしています。州知事通達第18号の内容は(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100245442.pdf)を参照ください。
- 4. 活動制限レベル2及び3の地域においては、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象に一定の条件の下で100%の出勤での活動を認める措置が継続されています(詳細は、8月31日付けの当館お知らせ(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100229802.pdf) を参照。)。
- 5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。